

裁判員になるということは、…… ③

我々の誰もが裁判員になる可能性があることから、当HPでも先に関連記事を掲載した（HP「雑学 BN」の書籍等読後感関係（V）、2009.03.20.「裁判員になるということは、……①」、2009.03.31.「裁判員になるということは、……②」：参照）。

裁判員制度の対象事件は重大事件で死刑判決が出る可能性があるが、5月からの実施でまだ死刑判決が出たという報道はないが、一般市民としての我々が死刑を評決するということはどういうことか、また、評決後の心境はどうなるのかと、やはり気になるところである。

こうした折、新聞書評欄で「著者は、死刑の存続／廃止の結論へと先走ることを自ら厳しく戒めている。とにかく知ること。そのために徹底して取材し、徹底して描くこと。死刑論議の論客を目指すのではなく、より真実に近づこうとするノンフィクション作家の矜持（キョウジ）を本書は教えてくれるし、それこそがいま死刑を考える際に最も必要でないか、とも静かに問いかけるのだ。」が目にとまり、「絞首刑」を購読した。

著者は、書名を「絞首刑」としたのも現実の死刑執行は絞首刑であることから敢えてこの書名にしたよう。

また、著者は、「死刑制度の是非を考える前提としての事実、死刑という刑罰に否応なく関わらざるを得なくなった人々（執行にあたる刑務官、教誨師、死刑囚、被害者の遺族、等々）の心の襞（ヒダ）を、現場取材によって提示できないだろうか」との思いから現場取材を始めたよう。

それだけに、刑場、刑の執行の様子、関係者（死刑囚、被害者遺族も含め）への面会や書簡等で本書は構成されていた。

著者は最後に、関係者「みなが究極の刑罰を前に足をすくめ、逡巡し、煩悶（ハンモン）していた。気が遠くなるほど長い時間が経過しても、そして死刑という刑罰によっても、何か『区切り』のようなものがついたとは、とても言えないようだった。むしろ、癒えることのない疵（キズ）に、誰もが喘ぎ続けているように見えた。」と述べている。

我々も裁判員になって死刑を評決したら、癒えることのない疵に喘ぎ続ける覚悟が必要ということか……。